

第1 調査の目的等

1 目的

東日本大震災等の災害で発生した大量の災害廃棄物は、その処理の遅れにより、ハエや蚊などの衛生害虫や悪臭が生じて生活環境に悪影響を及ぼすとともに、仮置場で自然発火して火災も発生するなど、早期復旧の妨げとなった。

このような教訓を踏まえ、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害(注)時にも、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるようにするため、平時の備えから発災時の対応に至るまで切れ目なく必要な対策が講じられるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）と災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、平成27年8月に施行されている。

この法改正を受けて環境省は、平成28年1月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）を改正し、

- ① 環境省地方環境事務所が中心となって、地域ブロックを単位とした大規模災害発生時の災害廃棄物対策行動計画を策定すること、
 - ② 県、市町村は災害廃棄物処理計画を策定すること
- などを追記している。

この行政評価・監視は、災害発生時、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるようにする観点から、国、県、市町村の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

(注) 大規模災害とは、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した災害を指す。

2 調査対象機関

環境省東北地方環境事務所、県(6)、市町村(227)、関係団体

3 担当部局

総務省東北管区行政評価局評価監視部第2評価監視官

4 実施時期

平成30年5月～12月